

第1章 計画策定の背景

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男だから」「女だから」といった固定的性別役割分担意識によって差別をされたり、行動や考え方、生き方の制約をされたりすることなく、誰もがお互いの人権を尊重しあい、対等な立場で、社会のあらゆる場面で個性や能力を発揮できる社会のことです。

日本では、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現は 21 世紀の日本の社会にとって最重要課題として位置づけられました。しかし、20 年以上が経過した今もなお、男女共同参画が必ずしも十分に進んでいるとはいえない状況であるとともに、人口減少社会の到来、ライフスタイルの変化、非正規労働者の増加と貧困や格差の拡大、国際化の進展等、社会情勢は変化しつづけています。阿智村においても、人口減少、少子高齢化が進行しており、地域で暮らす人々がその個性や能力を十分に発揮し、自分らしく生きるために男女共同参画社会の実現は重要な事項となっています。

阿智村では、これまで男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取り組みを行ってきましたが、今後、総合的かつ計画的に取り組みを推進するため、本計画を策定しました。

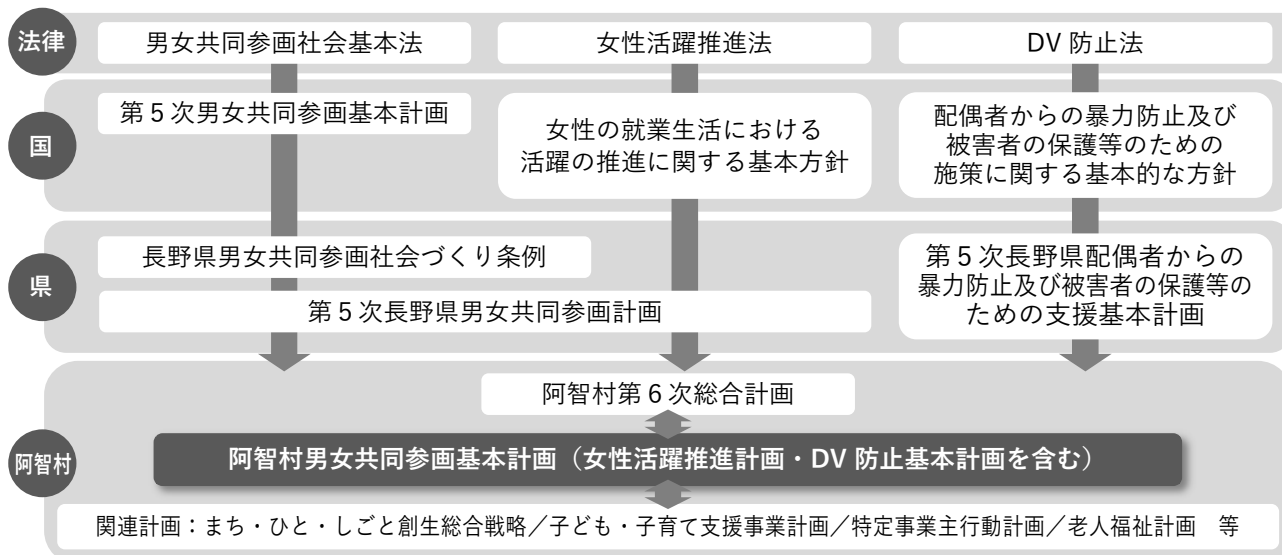
2 計画の位置づけ

（1）法的根拠

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。また、「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV 防止法」という。）第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」としても位置づけます。

（2）他計画との関係

本計画は、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」及び県の「第 5 次長野県男女共同参画計画」を踏まえるとともに、「阿智村第 6 次総合計画」やその他の関連計画との整合を図り策定しています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

(年度)									
令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13
阿智村男女共同参画基本計画									
					第2期阿智村男女共同参画基本計画				

4 男女共同参画の動向

(1) 世界・国の動き

世界においては、昭和21（1946）年に国際連合（以下、「国連」という。）に婦人の地位委員会が設置されて以来、国連を中心に女性の地位向上のための様々な取り組みが始まりました。昭和50（1975）年には「国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）」が開催され、「世界行動計画」を採択、翌昭和51（1976）年から10年間で「国連婦人の10年」と定め、国連加盟各国は行動計画の推進に取り組みました。

また、昭和54（1979）年には、国連において「女子差別撤廃条約」が採択され、女子差別撤廃に向けての各国の取り組みは一層推進されることとなりました。

日本においても、「女子差別撤廃条約」を批准するため、「男女雇用機会均等法」の制定、「国籍法」の改正等、法制度面での男女平等が図られ、昭和60（1985）年には同条約が批准されました。

その後、日本では平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現は「21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題である」と位置づけられました。翌平成12（2000）年には、「男女共同参画社会基本法」に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されています。

その後も法制度面の整備が進み、平成13（2001）年には「配偶者暴力防止法」が施行されるとともに、平成19（2007）年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

そのほか、平成27（2015）年に「女性活躍推進法」が、平成30（2019）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、女性を取り巻く社会環境は大きな変化を遂げています。

また、平成27（2015）年に、国連において採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の1つに、「ジェンダー※平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことが示されており、男女共同参画の重要性はますます高まっています。

しかしながら、「世界経済フォーラム報告書2021」で発表された日本のジェンダー・ギャップ指数（GGI）は156か国中の120位となっており（過去2番目に低い順位。過去最低は前年の153か国中121位）、取り組みのさらなる強化が求められています。

※ ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）と言う。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

（２）長野県の動き

長野県においては、昭和 55（1980）年に「長野県婦人行動計画（第 1 次）」、平成 13（2001）年に「長野県男女共同参画計画」が策定されました。さらに、平成 14（2002）年には「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定され、男女共同参画の取組みが着実に進められてきました。

その後、平成 28（2016）年 5 月に、国、県、経済団体、労働団体、職域団体、教育機関等で構成する「長野県女性活躍推進会議」を設置し、男女の人権が尊重され、豊かで活力のある地域社会を実現するための取組みを進めています。

令和 3（2021）年 3 月には、4 つの新たな視点「時代の変化を先取りして働き方・暮らし方を変革する」「若者に選ばれる県をめざす」「SDGs の理念を踏まえ、ジェンダー平等の視点を浸透させる」「ダイバーシティ（多様性）の視点を取り込む」を加えた「第 5 次長野県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画計画の推進を図っています。

（３）阿智村の取組み

阿智村においては平成 12（2000）年頃、長野県からの委嘱により男女共同参画コミュニケーター（平成 14（2002）年度以前は地域コミュニケーター）を設置しました。平成 14（2002）年度からは 3 人の住民が委嘱を受け、行政と住民のパイプ役となり、男女共同参画社会づくり推進の一役を担ってきました。平成 15（2003）年度には無作為抽出により 300 人の住民を対象に意識調査を実施しました。平成 15（2003）年度末に男女共同参画コミュニケーターの制度は終了しましたが、男女共同参画コミュニケーターを委嘱されていた女性 4 人のうち 2 人は村議に、1 人は阿智村初の女性公民館長になりました。

その後、「阿智村男女共同参画懇話会」が設置され、15 人が委員となりました。

平成 19（2007）年 5 月には、阿智村女性団体連絡協議会が中心となり、「男女共同参画を考える会」の結成が呼びかけられます。男女共同参画懇話会のメンバーに各種団体の代表などが加わり、女性 31 人、男性 11 人の計 42 人が委員となりました。名前を「男女共の会」とし、公民館と総務課の男女共同参画係が事務局となり活動を始めました。活動理念は、話し合いに基づき、政策提言、実践行動、学習を行い、新たな行動を阿智村全体へと普及させることでした。消防団や様々な分野で活動をしている人たちとの懇談に取り組みました。

平成 23（2011）年 9 月には長野県の「男女共同参画地域フォーラム in あち」が阿智村で開催されました。現地実行委員会を結成し、「男女共の会」を始めとして、様々な団体・個人が参加し、事例発表も行いました。

その後、「男女共の会」が、村内での男女共同参画に関する活動の中心となります。公民館が事務局となり、県内で行われる学習会に参加し、視察研修にも取り組みました。平成 28（2016）年頃まで活動は継続していましたが、その後は活動が下火となっていきました。

村としては、住民による具体的活動を進めていくことが重要であるとの認識のもと、住民の活動を支援することを重視しながら、ともに男女共同参画社会の実現に取り組んできました。「男女共同参画社会基本法」「女性活躍推進法」において、市町村推進計画の策定は市町村の努力義務であることから、本計画の策定に取り組むこととなりました。

5 計画の策定体制

① 住民意識調査

住民の男女共同参画に関する意識や実態を把握するためにアンケート調査を実施しました。

■ アンケートの実施概要

対象	調査方法	調査期間	回収率
18 歳以上の住民から 無作為に抽出した男女 1,000 人	郵送配布 郵送回収	令和 3（2021）年 8 月 12 日～8 月 27 日	45.2% （回収数 452）

② 事業所実態調査

村内事業所におけるワーク・ライフ・バランス※への取組み状況や女性の活躍推進状況等を把握するためにアンケート調査とヒアリング調査を実施しました。

■ アンケートの実施概要

対象	調査方法	調査期間	回収率
阿智村内の事業所 22 社	直接配布 郵送・メール回収	令和 3（2021）年 8 月 25 日～9 月 17 日	81.8% （回収数 18）

■ ヒアリングの実施概要

対象	調査方法	調査期間
アンケート調査回答事業所のうち 3 社 （ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に 向けた取組み状況を考慮）	ヒアリング （聞き取り）調査	令和 3（2021）年 11 月 10 日

③ 団体ヒアリング調査

村内で活動する団体における、男女共同参画に関する意識や実態を把握するためにヒアリング調査を実施しました。

■ ヒアリングの実施概要

対象	調査方法	調査期間
阿智村内の活動団体 8 団体	ヒアリング （聞き取り）調査	令和 3（2021）年 9 月 2 日～9 月 17 日

④ 分科会

住民 10 人と役場職員 4 人で構成する 3 つの分科会（働き方、家庭・子育て、地域活動）を設置し、ヒアリング調査、現状と課題の分析、施策の検討を実施しました。

■ ヒアリングの実施概要

対象	調査方法	調査期間
阿智村在住・在勤の女性 10 人（20～70 歳代）	ヒアリング （聞き取り）調査	令和 3（2021）年 11 月 8 日～12 月 2 日

※ ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」。老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

⑤ 阿智村男女共同参画基本計画策定検討委員会

男女共同参画に関して識見を有する方や各分野の団体代表者等からなる「阿智村男女共同参画基本計画策定検討委員会」を設置し、計画案についての審議を行いました。

⑥ パブリックコメント

住民の意見を反映させるため、策定の過程で計画案をホームページ等で公開し、パブリックコメントを実施しました。

■実施期間

令和4（2022）年3月16日～3月30日

